

西新宿の課題解決に向けた新規プロジェクトの募集

- 東京都は「未来の東京」戦略ビジョンを発表し、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送る「スマート東京」（東京版 society5.0）を実現することにより都民のQOLを向上させるとともに、世界のモデル都市となることを目指しています。西新宿エリアは「スマート東京」の先行実施エリアに位置付けられており、都内の他エリアへの横展開を見据え、5Gと先端技術を活用した分野横断的なサービスの都市実装を目指しています。
- この取組を推進していくために、西新宿スマートシティ協議会（以下、協議会）は設立されました。協議会では、デジタル技術を活用することで、人と人、人と都市をつなげ、この街に関わる方々のQOL（生活の質）の向上を図ることを目的として活動しています。
- 協議会が作りたい街は、人々の生活を豊かにする多様なサービスに溢れている街です。With/Afterコロナ時代においても、緑や芸術に触れあい、おいしいレストランで食事ができ、ストレスなく生活していける街、そのサービスをデジタルテクノロジーが下支えている、そんな「スマートシティ」を実現したいと考えています。
- これまで協議会の下に設置したPT（プロジェクトチーム）における討議、クリエイティブクラスへのインタビュー、西新宿に関わる方々へのアンケートを通じて西新宿の課題の検証を行い、5つの課題解決テーマを設定いたしました。昨年度は特に、それぞれの課題解決テーマに対する短期的なアプローチとして短期実証を行って参りました。今後は目指すべき2-3年後の西新宿の状態を達成するために、中長期プロジェクトを実施していきます。つきましては、西新宿の課題解決に向けた新規プロジェクトを募集いたします。

1. 募集概要 (1/2)

(1) 募集内容

- デジタル技術（5G、AI、IoT等）を活用した2-3年後の状態実現に向けた取組内容であること
- 以下の募集テーマのいずれかに沿った課題解決内容であること（課題はP.3参照）

① 地域の魅力創出

【目指すべき2-3年後の状態】

- ・ 平日・休日や時間帯を問わず、西新宿の特性を活かしたコンテンツを提供・体験し、楽しんでいる状態

② 認知度向上・地域への参画促進

【目指すべき2-3年後の状態】

- ・ 個人のニーズに合った情報や地域内コミュニティ活動の情報が手に入ることで「人と人」「人と都市」がつながれる状態

③ 移動環境の整備

【目指すべき2-3年後の状態】

- ・ 誰もがニーズに合った移動方法を選択し、ゆとりある空間で、安心・快適にエリア内を移動できる状態

④ 新たなワークスタイルの確立

【目指すべき2-3年後の状態】

- ・ 特定のオフィスに限らず快適に働ける環境があり、エリア内外のワーカーが高い生産性で働けている状態

⑤ エリア共通基盤の整備

【目指すべき2-3年後の状態】

- ・ エリア内の実証や各種サービス実装に必要な共通基盤（ハード・データ・ルール等）の利活用が円滑かつ迅速にできる状態

(2) 協議会運営事務局による支援内容（協議会運営事務局についてはP.8参照）

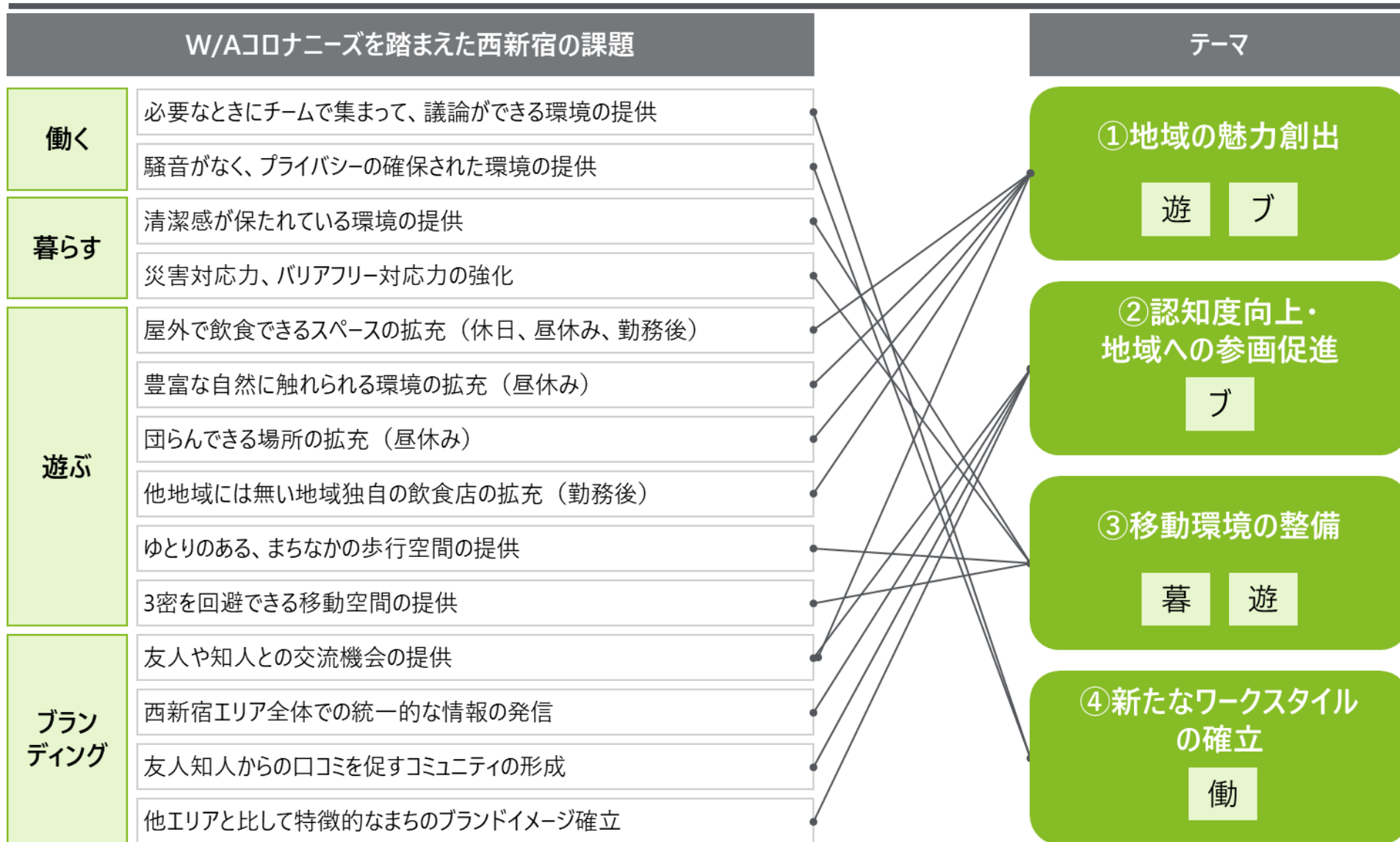
- 協議会運営事務局は、実証に係る関係部局との調整や、プロジェクトを横断したPRなどの支援を行うことを想定しております
※プロジェクト推進に対する金銭的な補助は想定しておりません

1. 募集概要 (2/2)

(3) 応募者は、以下の要件を満たすこと

- 法令等に違反して、刑罰並びに許認可等の取消し、金銭の納付等の処分を受けたことがなく、応募期間終了日時点においてそれらの処分等を受けるおそれのある事実がないこと
- 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと
- 応募資料提出時に都からの指名停止措置が講じられていないこと。また、公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと
- 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、または将来においても行わないこと
- 政治活動、選挙運動、又は宗教活動を目的とする法人でないこと
- 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと

(参考) 課題一覧



テーマ⑤を選択される場合は以下から課題を設定してください

- ・「エリアに関連する官民データの円滑な共有及び利活用の促進」
- ・「エリア内のオープンスペースの利用促進」

2. 応募方法 (1/2)

新規プロジェクトの内容について、(2)応募資料、(3)応募資料作成方法に従って取りまとめ、(4)送付先へメールでデータファイルをお送りください

(1) 応募期間

- 第1回：実施済み
- 第2回：実施済み
- 第3回：令和4年2月1日（火）から2月18（金）まで

(2) 応募資料

- A) サマリ資料：新規プロジェクトの概要について記述してください
- B) 詳細資料：新規プロジェクトの詳細や補足説明について記述してください

(3) 応募資料作成方法

A) サマリ資料

- 応募フォーマット（別途資料）を記載項目に沿って記載してください
- 応募フォーマットはA4印刷を想定し、フォントサイズは12pt以上で記載してください
- ファイル名は「西新宿スマートシティプロジェクト_新規プロジェクト（所属先・氏名）」としてください
※「（所属先・氏名）」の部分はご提案いただく方の情報を記載してください
- 応募フォーマット内の枠の大きさを調整いただくことは可能ですが、記載項目の変更やページ数の追加はご遠慮ください
- 詳細資料にて補足説明をいただく場合は、該当部分分かるよう、応募フォーマット内に参照ページを記載してください
（例：「詳細資料P.xx参照」）
- お送りいただく資料の容量は、詳細資料と合わせて計10MBまでとさせていただきます

B) 詳細資料

- 記載形式は問いません
- ファイル形式はword、ppt、pdfのいずれかでご提出ください

2. 応募方法 (2/2)

(4) 送付先

idea_nishishinjuku@tohmatu.co.jp

(協議会運営事務局 新規プロジェクト募集担当 宛)

(5) メール件名

【西新宿スマートシティプロジェクト】新規プロジェクト (所属先・氏名)

(6) メール本文記載事項

所属先 (団体名・部署)、担当者氏名、担当者連絡先 (メールアドレス・電話番号)

3. 選定方法

(1) 選定プロセス

- 協議会運営事務局にて応募内容について必要に応じてヒアリングを行い、選定基準に基づき審査します
- 審査後、協議会の承認を経て選定されます
- 選定プロジェクト数の上限は5つとしますが、選定の結果次第では上限に満たない場合があります

(2) 選定基準

- プロジェクトの内容が、協議会の背景を踏まえた内容であり、目的と合致していること
- プロジェクトの内容が具体的であり、2-3年にわたる継続的な取組による課題解決及びその効果検証が実現可能であると見込まれること
- プロジェクト体制が明確であり、円滑なプロジェクト推進が見込まれること

4. プロジェクト推進方針

(1) プロジェクト立ち上げまで

- ▶ 協議会運営事務局からプロジェクト立ち上げの承認連絡を受領後、順次プロジェクトを開始いただきます

(2) プロジェクト立ち上げ後の進捗・結果報告

- ▶ 四半期ごとに開催される課題解決PT・協議会において、プロジェクトの進捗状況や実証結果について報告いただきます

(3) プロジェクトの推進にあたっての留意事項

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策等に十分配慮した上で、プロジェクトを推進してください
- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策等の情勢を鑑み、プロジェクト計画を変更いただく可能性があります

5. 留意事項

(1) 以下の場合には選定の対象外とします

- 提案しているテーマが、P.1に提示されている募集テーマと異なる場合
- 提案内容にデジタル技術の活用が想定されていない場合

(2) プロジェクトは、プロジェクト実施者の責任で実施するものとし、協議会は、協議会の帰責事由による場合を除き、一切の責任を負いません

(3) プロジェクト実施に関して発生した損害については、プロジェクト実施者がその費用を負担するものとします

(4) プロジェクト実施にあたっては、関係法令を順守してください

(5) 応募いただいた内容に係る一切の情報については、協議会運営事務局が新規プロジェクトの選定のみ利用するものとします

(6) 応募準備及び応募資料作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします

6. お問い合わせ先

本件に関するお問合せは、メールにて以下にご連絡をお願いいたします

(対応期間：令和4年2月18日（金曜日）まで)

- ▶ 協議会運営事務局 新規プロジェクト募集担当（事業受託者：デロイトトーマツ コンサルティング合同会社）
idea_nishishinjuku@tohmatu.co.jp

(参考) 西新宿スマートシティ協議会設置要綱

令和2年5月15日制定

(名称)

第1条 本会は、西新宿スマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、西新宿に関わる団体が連携し、このエリアの課題を把握するとともに、デジタル技術等を活用した課題の解決を進め、この街に関わる方々のQOL（生活の質）の向上を図ることを目的に設置する。

(組織)

第3条 協議会は、別紙の協議会構成員をもって組織する。

(協議会)

第4条 協議会は、協議会運営事務局が招集する。

2 協議会は、協議会運営事務局が必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 協議会の資料及び議事概要は、原則として公開する。

(プロジェクトチーム等)

第5条 協議会運営事務局は、西新宿エリアにおけるスマートシティの実現に係る諸課題を個別具体的に検討する必要がある場合は、協議会の下にプロジェクトチーム等を設置することができる。

(協議会運営事務局)

第6条 協議会の庶務は、東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部及び一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会運営事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。